

業者コード：

工事下請負基本契約書

印紙貼付欄
(4,000円)

(総 則)

- 第1条 1. 元請負人 奥多摩建設工業株式会社 (以下「甲」という。) と
協力会社 (以下「乙」という。) は、
甲が乙に注文する工事を注文書に定めるもののほか、この基本契約書及び別冊の
図面、仕様書に従い、乙は誠実に完成する。
2. 甲は、工事を注文するときは、乙に対して注文書を発行し、乙は甲に対して注文
請書を提出する。これにより工事契約が成立する。
3. 甲が共同企業体の代表として施工する工事についても、本基本契約書を適用する。

(工事代金内訳書、工程表、工事関係図書)

- 第2条 乙は、甲の請求があったときは、設計図書に基づく工事代金内訳書、工事計画書、
工事手順書、施工図及び工事工程表を作成し、契約成立後すみやかに甲に提出し、
承認を受ける。

(法令等遵守の義務)

- 第3条 1. 甲及び乙は、工事の施工にあたり建設業法、労働基準法、その他関係法規法
令を遵守し、且つ、監督官公庁の行政指導に従う。
2. 甲は、乙に対し必要に応じ指示及び指導を行うが、乙はこれに従う。
3. 乙は、工事を施工するにあたり、乙の指揮監督下に入る全ての再下請負人に前1.
項及び2. 項の規程事項を遵守させる。

(関連工事との調整)

- 第4条 1. 甲は工事を円滑に完成する為、甲の工事範囲に含まれる下請工事で施工上相互に
関連あるものについて調整を図り、乙に必要な指示を行う、乙は指示に従う。
2. 乙は、前項の関連事項の施工者と緊密に連絡調整を行い、円滑な完成に協力する。

(保証人)

- 第5条 1. 乙は、甲が工事契約から生じる乙の金銭債務について、乙と連帯して弁済の責を
負う保証人を求めたときは、すみやかに甲の承諾する保証人をたてる。
2. 保証人がその義務を果たせないことが明らかになったときは、甲は乙にその変更

を求める。

(書面主義)

第6条 本基本契約の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この基本契約書で別に定めるもののほか原則として書面により行う。但し、工事現場において、工事所長又は工事担当者は施工上の指示を乙及び乙関係者へ口頭で行うことができる。

(権利義務の譲渡)

第7条 1. 乙は、工事契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させない。但し、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 乙は、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。但し、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(委任又は再下請負)

第8条 1. 乙は、工事の全部又は一部を第三者に委任し、再下請させてはならない。但し、あらかじめ発注者（建設業法第2条第5項で規定する意義に同じ。）及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 乙は、第1項のただし書きにより発注者及び甲の承諾を得た受任者又は再下請負人を変更しようとする場合は、改めて発注者及び甲の書面による承諾を得なければならない。

(関係事項の通知)

第9条 1. 乙は、甲に対して、次の各号に掲げる事項を工事契約成立後遅滞なく甲に書面にて通知する。
(1) 現場代理人及び主任技術者の氏名
(2) 雇用管理責任者の氏名
(3) 安全衛生責任者又は安全衛生推進者の氏名
(4) その他甲が工事の適正な施工、安全を確保するために必要と認め指示する事項
2. 乙は、前項に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもって、

その旨を通知する。

(再下請負人の関係事項の通知)

- 第10条 1. 乙は第8条第1項ただし書きにより、再下請負人の使用について甲の承諾を得た場合、乙は甲に対して書面により再下請負人の関係事項を遅滞なく通知する。
2. 乙は、甲に前項により通知した再下請負人の関係事項に変更があったときは遅滞なく書面にて通知する。

(事業内容等の報告)

- 第11条 甲は、必要に応じ、乙に財務諸表ほか事業経営内容ならびに調達資材及び労賃の支払い状況等について報告及び提出を求めることが出来る。

(安全衛生の確保等)

- 第12条 1. 甲及び乙は、工事の施工にあたり、人身上の災害、財産上の損害を防止するため、万全の措置を講じる。
2. 乙は、甲が定める安全衛生管理に関する規定、基準、指導事項等を遵守すると共に、安全衛生管理体制を確立し自主的に災害防止活動を推進する。
3. 乙は、乙の労働者の災害について、労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償を引き受ける。
4. 建設業の適用をうける労働者災害補償保険は原則として甲が加入する。但し、鉱業の適用をうける場合は甲乙及びその下請は各々個別に加入する。
5. 社長、経営者、一人親方等、労災適用外となる者が、当工事に関わる場合は必ず特別加入の労災に加入すること。

(誓約書の提出)

- 第13条 乙は、工事の施工にあたり、労働安全衛生管理に関する誓約書を提出し、これを遵守する。

(特許権等の使用)

- 第14条 1. 乙は、本人又は第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料及び建設機械器具等を使用して工事を施工する時は、その使用に関する一切の責を負う。但し、甲の指示で使用したものはこの限りでない。
2. 乙は、工事契約の履行で知りえた施工方法・技術又は甲と共同で開発した施工

方法・技術について、甲の書面による承諾を得ずに特許権等の工業所有権を出願し、又は第三者に出願させてはならない。

3. 前項の定めは、乙の労働者並びに再下請負人についても、同様である。

(工事所長)

- 第15条
1. 甲は、工事所長を定め、氏名を乙に通知する。
 2. 工事所長は、本基本契約書に定めるもののほか、設計図書に基づき、乙又は乙の現場代理人に対し、指示、承諾、検査、協議、その他、工事の監督を行う。
 3. 工事所長は、必要に応じ、前項の業務の一部を甲の工事担当者に分担して処理させることができる。

(現場代理人及び主任技術者の現場常駐)

- 第16条
1. 乙又は現場代理人は、工事契約の履行にあたり、工事現場に常駐し、運営・管理を行う。
 2. 現場代理人は、本基本契約書に基づく、乙の一切の権限を行使する。現場代理人の権限について、乙が特別に付加し、又は制限した時は、甲に書面で承諾を受ける。
 3. 乙は、法令の定めに従い、主任技術者及び専門技術者を定め、甲に氏名を通知する。
 4. 乙の現場代理人と主任技術者は、兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第17条
1. 甲は、現場代理人、主任技術者、専門技術者、その他、乙が工事を施工するにあたり、使用している再下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理に、著しく不相当と認められるときは、乙に、その理由を明示し、書面をもって、必要な措置をとるべき要求を行える。
 2. 乙は、工事所長又は工事担当者が、その職務の執行に著しく不相当と認められるときは、甲に書面をもって、必要な措置をとるべき要求を行える。
 3. 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、その請求に係わる事項について、決定し、その結果を相手に通知する。

(工事材料の品質及び検査等)

- 第18条 1. 乙は、工事材料を用いるにあたっては、甲の検査又は試験に合格したものを使用する。
2. 工事所長は、乙から前項の検査又は試験について立会い、確認を求められたときは、遅滞なくこれに応じる。
3. 前2項の検査又は試験に必要な費用は、別に定めない限り、乙の負担とする。
4. 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を工事所長の承諾を受けずに工事現場から搬出してはならない。
5. 乙は、検査又は試験の結果、不合格になったものは遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。
6. 工事材料の仕様が設計図書で不明確なときは甲の指示による。
7. 第1項から第5項までの規定は、建設機械器具についても同様とする。

(工事所長の立会い及び工事記録)

- 第19条 1. 乙は、調合を要する工事材料のうち、甲が必要と認めるものについては、工事所長の立会いを受けて調合し、又は見本検査に合格したものを使用する。
2. 乙は、水中工事又は地下に埋設される工事、その他施工後明視することが出来ない工事を施工するときは、工事所長の立会いを必要とし、且つ、適切に施工していることが確認できる、写真等の記録を残す。記録が適切でなく、実物確認が必要な場合はそれにかかる一切の費用は乙が負担する。
3. 工事所長は乙から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じる。
4. 乙は、設計図書により見本又は工事写真等の記録を要求されている場合、それに従い、その記録を整理し、工事所長の要求があった場合は、遅滞なく提出する。

(支給材料及び貸与品)

- 第20条 1. 支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所又は返還時期は設計図書又は発注仕様書による。
2. 甲の支給材料又は貸与品は、あらかじめ甲の検査又は試験に合格したものとす。甲が必要と認めた場合は、甲の検査又は試験に乙の立会いを求める。

3. 乙は、支給材料又は貸与品の数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、遅滞なくその旨を工事所長に通知する。
4. 乙は、支給材料又は貸与品について、適切な注意をもって使用する。又、同時に保管の責を負う。
5. 乙は、支給材料が不用となったとき、又、貸与品が使用済となったときは、速やかにこれを甲に返却する。

(設計図書に不適合の場合の改造義務)

- 第21条
1. 乙は工事の施工が設計図書に適合しない場合に、工事所長がその改造を請求したときは直ちに従う。これによって請負代金額及び工期の変更はない。
 2. 甲は、乙が前項の改造を行わないとき、又はこれを行わないことが明らかであるときは、乙の費用負担で、甲は自ら行うか又は第三者にこれを行わせることができる。

(条件変更等)

- 第22条
1. 乙は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもって、その旨を工事所長に通知し、その確認を求める。
 - (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しない。
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符合しないこと等）
 - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等、設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と異なること。
 - (4) 設計図書で明示されていない、施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 2. 工事所長は前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、元請負契約の注文者と協議を行って、その結果を書面により乙に通知する。
 3. 第1項各号に掲げる事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められた場合、甲は、設計図書を訂正し、又は工事内容、工期、若しくは請負代金額を変更することがある。

(工事の変更、中止等)

第23条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。

この場合において、必要があると認められた場合は、甲乙協議して工期又は請負代金額を変更する。

(乙の請求による工期の延長)

第24条 1. 乙は、天災・不可抗力その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって甲に通知する。必要があると認められるときは、甲乙協議して工期を延長することがある。

2. 前項の規定により工期を延長する場合、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更することがある。

(甲の請求による工期の短縮等)

第25条 1. 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙にたいして書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合の短縮期間は、甲乙協議して定める。

2. 前項の場合、必要があると認められるとき、甲乙協議して請負代金額を変更する場合がある。

(賃金又は物価の著しい変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 工期内に賃金又は物価の著しい変動により請負代金額が明らかに不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更する。但し、元請負契約において甲の請負代金額の変更が認められなかった場合は、この限りでない。

(臨機の措置)

第27条 1. 乙は、災害防止等のため必要があると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

2. 工事所長は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

3. 乙が前二項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内で負担することが適当でないと甲が認められた部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料、設備、機器、器具等、その他工事の施工に関して生じた損害は乙の負担とする。但し、その損害の内、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第29条
1. 工事の施工について工事関係者及びその他の第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。但し、その損害の内甲の責めに帰すべき理由により生じたものについてはこの限りでない。
 2. 前項の場合、その他工事の施工について、第三者との間に紛争を生じた場合は、甲乙協力してその処理及び解決にあたる。

(天災その他、不可抗力による損害)

- 第30条
1. 天災その他不可抗力によって、工事所長の確認した工事の出来形部分、現場の仮設物、現場搬入済の工事材料に損害を生じたとき、乙はその実態発生後直ちに、状況を甲に通知する。
 2. 前項の損害は乙が負担する。
 3. 保険その他、損害を補填するものがあるときは、乙が負担する損害額からこれを控除する。

(検査及び引渡し)

- 第31条
1. 乙は、工事が完成したとき、その旨甲に通知する。
 2. 甲は、前項の通知を受け取ったときは、法令で定める期日以内で、遅滞なく乙立会いのうえ工事完成を確認する検査を行う。
 3. 前項の検査によって工事の完成が確認された場合は、別の定めがある場合を除き、甲及び乙は直ちに工事目的物の引渡し・受け取りを完了する。

4. 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを補修して甲の検査を受ける。補修の完了をもって引渡し・受け取りとする。
5. 引渡し・受け取り完了日が契約納期以前の場合は契約納期を引渡し・受け取り日とする。

(部分使用)

- 第32条
1. 甲は、前条の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を設計図書の定めに従い、又は乙の同意の下使用することができる。
 2. 甲は、前項の規定による使用により、乙に損害を及ぼし又は費用が増加したときは、その増加費用を負担する。この場合の補償額は甲乙協議して定める。

(部分引渡し)

- 第33条
- 甲は、工事目的物の一部について設計図書の定めにより又は甲乙双方の合意により引渡しを受ける場合は、第31条に準じて検査を行い、その引渡しを受けることができる。

(請負代金の支払方法及び時期)

- 第34条
1. 工事契約に基づく請求代金の支払方法及び時期については、注文書に定めるところによる。但し、支払場所については、甲の指定するところとする。
 2. 甲は、やむを得ない場合には、注文書の定めに関わらず、乙の同意を得て、請負代金支払の時期又は支払方法を変更することができる。
 3. 前項の場合、支払時期を延長した時は甲が、支払時期を短縮したときは乙が、それぞれの期間の利息相当分を負担するものとし、その利率は甲乙協議して定める。

(前払金)

- 第35条
- 特別な事前合意がない限り、前払金の支払はない。

(部分払い)

- 第36条
1. 特別に事前合意がない限り、基本は出来形ベースの部分支払とする。乙は出来形の確認を工事所長に受け請求書を提出する。
 2. 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより、部分支払を行う。

(引渡し時の支払)

- 第37条 1. 乙は、第30項の（検査及び引渡し）の検査に合格したときは、引渡しと同時に請負代金の支払請求をすることができる。
2. 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより請求代金を支払う。

(労賃の立替払い)

- 第38条 1. 乙が労賃、再下請工事代金、材料代、その他の支払を遅滞したとき、又は支払を遅延する恐れがあるときは、甲は、労働者、再下請負人、材料納入業者、等の申出により事情を調査のうえ、乙に代わってこれを立替払いすることができる。
2. 再下請負人が労賃、材料代、その他の支払を遅滞したとき、又は支払を遅滞する恐れがあるときは、乙は再下請人に代わって直ちにこれを支払う等の適切な措置を講じる。
3. 前項の場合において、乙が適切な措置を直ちに講じないときは、甲は乙に代わって、立替払いをすることができる。

(相 殺)

- 第39条 1. 乙が第48条（甲の解除権）第1項の各号の一に該当したとき、乙は、契約解除の有無に関わらず本基本契約書の各条項において甲に対し負担する立替金返還債務、前払い金がある場合は前払い金返還債務、損害賠償金支払債務等一切の債務の期限を失い直ちに甲に支払わなければならない。
2. 甲は、乙に対して有する弁済期の到来した債権と、乙に対して負担する工事代金支払債務とを相殺することができる。

(所有権の復帰)

- 第40条 1. 工事目的物の所有権は、工事進捗にしたがい、その都度甲に帰属する。
2. 工事現場に搬入した工事材料の所有権は、甲に帰属する。但し、検査の結果不合格になった部分は、この限りでない。
3. 乙は、前二項の所有権の帰属につき、乙の再下請契約において、乙の再下請負人と同趣旨の取り決めをしなければならない。

(乙による工事の中止)

第41条 乙はいかなる理由があろうと一方的に工事を中止することはできない、諸問題で不服がある場合は書面をもって甲に通知する。甲は誠意をもって問題の解決にあたる。

(瑕疵担保)

第42条 1. 工事目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償を請求することができる。

2. 乙は、甲が前項により補修を求めたときは、その期間内に補修を行う。この場合において、補修を実施しないときは、乙の費用負担において、甲が自ら補修するか、又は第三者に補修させることができる。

3. 第1項の規定による瑕疵の補修又は損害賠償を請求することができる期間は、民法の定めるところによる。

(履行遅滞の場合における損害金)

第43条 1. 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完了することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することが出来る。

2. 前項の損害金の額は、請負代金額から出来高部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年利8.25%の割合とする。

3. 第1項の場合において、甲は、甲の注文者あるいは他の関係業者から損害金等を求められたときは、乙にたいして、前項の損害金のほか、その額を請求することができる。

(秘密情報の保持)

第44条 1. 乙は秘密情報（甲が乙に対し開示した一切の情報をいい、口頭、書面、電子情報であることを問わず、又、記録媒体の別を問わない。）を秘密として保持し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、甲から提供された目的の範囲外に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。

2. 乙は社内であろうと、知る必要のない役員、従業員に秘密情報を開示してはな

らない。

3. 乙は、第8条第1項に基づき工事の全部又は一部を第三者に委任し又は下請をさせる場合は、かかる第三者にも本基本契約に規定する義務と同等以上の守秘義務を課したうえで開示できるものとする。
4. 乙は、工事が終了した場合、又は甲から要求された場合は、秘密情報が記載された書面、記録媒体及びその複製物を甲に返還するか、甲の指示に従い完全に廃棄するものとする。

(コンピュータ及び電磁的記録に関する措置の取り扱い)

第45条 乙は、前条に定める義務を遵守することに加え、工事に関する情報を取り扱うコンピュータ（以下「対象コンピュータ」という。）、外部記憶装置及び電磁的記録については次に掲げる秘密保持に関する措置を講じなければならない。

- (1) 乙は、対象コンピュータ及び外部記憶装置には、乙の管理化にあるコンピュータ及び外部記憶装置のみを使用し、個人的に所有するものを使用してはならない。
- (2) 乙は、対象コンピュータにファイル交換ソフトを導入してはならない。
- (3) 乙は、対象コンピュータにウイルス対策ソフトを導入するとともに、セキュリティ対策用ソフトウェアを適用し、最新の状態に保つものとする。
- (4) 乙は、秘密情報については暗号化、パスワード設定等、適切な情報漏洩対策を講じるものとする。
- (5) 前各号のほか、乙は情報セキュリティ対策に関して、甲が別に運用基準を示す場合は、これに従う。

(個人情報保護)

- 第46条
1. 乙は、本基本契約及び工事契約に関連して、甲から受領した個人情報（以下「個人情報」という。）を、法令等に従い注意をもって管理し、提供された目的以外の目的に利用し、又は第三者に開示、漏洩してはならない。
 2. 乙は、個人情報を、委託先又は再下請負人に開示する場合は、乙の義務と同等以上の義務をこれらの者に負わせなければならない。
 3. 乙は、工事が終了した場合、又は甲から要求された場合には、甲の指示に従い、

直ちに個人情報等を甲に返還、又は完全に廃棄する。

(反社会的勢力の排除)

- 第47条 1. 乙又は乙の代表者、責任者、実質的に経営権を有するもの、若しくは乙が工事契約の履行のために使用する者（以下「乙の関係者」という。）が個人であることと団体であることを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合、あるいは甲又は甲の関係者に対して、乙又は乙の関係者が反社会的勢力である旨を伝えた場合には、甲は何ら催告を要しないで、本基本契約及び工事契約の全部又は一部を解除することができる。
2. 乙は、乙又は再下請人が反社会的勢力による不当要求又は工事妨害（以下、併せて「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再下請人にも断固としてこれを拒否させるとともに、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び元請負工事の注文者への報告等に必要な協力を行う。

(甲の解除権)

- 第48条 1. 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなく工事契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、工事着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき、又はその責めに帰すべき理由により工期内又は期限後相当な期間内に工事を完成する見込みがないとき。
 - (2) 乙が無能力者となったとき、その居場所が不明のとき、又は工事を放棄したとき、正当な理由がないのに工事を休止したとき。
 - (3) 工事の施工技術、労務管理、安全衛生管理などが拙劣不良で甲に重大な迷惑をかけたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 仮差押え、差押え、仮処分若しくは競売の申請又は破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特別調停手続開始、若しくはその他の倒産関連手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。

- (5) 租税公課を滞納して督促を受けたとき又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 支払を停止したとき、手形交換所の取引停止処分があったとき又はそれらのおそれがあるとき。
- (7) 正当な理由なく、労賃、再下請負工事代金、その他の支払を遅滞させたとき。
- (8) 甲の名誉や信用等を著しく傷つけたとき、甲の業務を妨害したとき又はそれらのおそれがある行為をしたとき。
- (9) 乙又は、乙の代表者等が自ら又は第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐欺、暴力的行為、又は脅迫的言動を用いたとき。
- (10)第49条（乙の解除権）第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (11)乙が本基本契約の各条項に違反したとき。
- (12)前各号に掲げる場合のほか工事契約に違反し、又は工事所長の指示に従わないため工事契約の履行が困難であると認められたとき。

（乙の解除権）

第49条 1. 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、工事契約を解除することができる。

- (1) 第23条（工事の変更、中止等）第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金が2/3以上減少したとき。
- (2) 第23条第1項の規定による工事の施工の中止期間が6ヶ月を超えたとき。
但し、工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が工事契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難になったとき。
- (4) 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかになったとき。

2. 乙は、前項の規定により工事契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

（解除に伴う措置）

第50条 工事契約が解除された場合においては、前二条によるほか、次の各号に定める

ところによる。

- (1) 乙は、工事の出来高部分と、検査済みの工事材料及び貸与品を甲に引き渡すものとし、甲乙協議して清算する。第48条（甲の解除権）第4項により工事契約が失効した場合もこれに準ずるものとする。
- (2) 第48条第1項によって工事契約を解除したとき、清算の結果過払いがある場合は、乙は過払い額についてその支払を受けたときから年率8.25%の割合で計算した利息を加えて甲に返済する。
- (3) 工事現場に搬入した工事材料等については、甲乙協議して期間を定め、乙はその引取り、後片付け等の処置を行う。乙が正当な理由なく当該措置を怠っているときは、甲は乙の費用負担において乙に代わってこれを行うことができる。

（測量、調査等に係る注意規定）

第51条 第1条第1項の規定する工事のうち、測量、調査等の役務提供、機器据付等の作業を伴う物品購入等の取引については、当該取引の性質上、当然適用がない規定を除き、本基本契約の定めが適用される。

（契約期間）

第52条 本基本契約の有効期間は、締結の日から1ヵ年とする。ただし、期間満了30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申入れがないときは、自動的に更に1ヵ年延長されるものとし、以降も同様とする。

（紛争の解決）

第53条 1. 本基本契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が合意に達しなかった場合、その他工事契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）の斡旋又は調停により解決を図る。

2. 甲又は乙は、前項の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定に関わらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（旧基本契約の失効）

第54条 1. 本基本契約締結前に、甲乙間で締結された工事下請負基本契約（以下「旧基本契約」という。）が存在する場合には、旧基本契約は本基本契約の締結と同時に

その効力を失う。

2. 前項の規定に拘らず、旧基本契約に基づき成立した個別契約にかかる債権債務については、旧基本契約が適用される。

(補足) 本基本契約に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議のうえ従来の慣例を考慮して決定する。

本基本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 住所 東京都青梅市東青梅5丁目10番地3
会社 奥多摩建設工業株式会社 ⑩
氏名 代表取締役社長 横倉 実

乙 住所
会社 ⑩
氏名

労務安全衛生基本誓約書

奥多摩建設工業株式会社 殿

住所

会社

⑩

氏名

貴社発注の工事の施工にあたり、労務安全衛生管理に関し、下記事項を遵守することを誓約致します。

記

(事業者責任)

1. 工事施工にあたり、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令はもとより、工事下請負基本契約書の規定を遵守すると共に、貴社の諸規則及び指示に従い、安全施工の推進に努力致します。

(安全衛生管理体制の確立)

2. 安全管理者、衛生管理者及び安全推進者等の選任並びに安全衛生委員会の設置等、法令に基づき、当社としての安全衛生管理体制を確立致します。

(再下請負人に対する指導)

3. 工事下請負基本契約書第8条の規定に基づき、再下請負人の使用について貴社の承諾を得た場合、当該再下請負人に対しては、この誓約書に定められた全ての事項を遵守させます。

(統括管理に対する協力)

4. 貴社の工事現場ごとに、安全衛生責任者を専任し、災害防止協議会への参加等、下請負

人として必要な措置を講じ、貴社の行う統括管理に積極的に協力致します。

(届出報告)

5. 工事の施工に関し、所定の労務安全書類を貴社に提出致します。尚、届出事項に変更が生じた場合は、その都度速やかに変更を届出致します。

(技術者の配置)

6. 法令の定めに基づき、主任技術者及び専門技術者を選任致します。

(免許・資格等)

7. 免許・資格等を必要とする業務については、免許・資格等を保有する者を、特別教育を必要とする業務については、特別教育修了者を、法令に基づく作業主任者、作業指揮者を要する業務には必ず配置致します。

(教育訓練等)

8. 雇い入れ時、作業内容変更時における教育、送出し教育、新規入場時教育、その他安全衛生に関する教育訓練及び店社パトロールについては、当社が責任を持ち、確実に実施します。

(教育、行事への参加)

9. 貴社で労働安全衛生に関する教育、安全衛生協議会及び行事を実施するときには積極的に参加致します。

(就業規律)

10. 労働者の就業にあたっては、秩序正しく就業させるとともに、作業規律を確立し、貴社及び他の関係請負人並びに工事の施工に伴う関係者全てに迷惑を及ぼさないよう指導監督致します。

(女子、年少者、高齢者の就業制限)

11. 女子、年少者、高齢者等については、法令に定める就業制限を確実に遵守致します。

(保護具)

12. 安全ヘルメット、安全帯、マスク、ゴーグル、等必要な保護具は当社の責任において準備、整備し、労働者に確実に使用させます。

(作業服)

1 3. 作業に適した清潔な服装で作業に従事するように、労働者を指導致します。許可を得た特別な場合を除き半袖での作業は禁止します。

(健康診断・特殊健康診断)

1 4. 使用する労働者に対しては、法令に基づく雇い入れ時及び定期の健康診断を確実に実施致します。又、粉塵・振動・石綿・有機溶剤等の作業に従事する労働者に対し、法令に基づく特殊健康診断を確実に実施致します。

(労働者の適正配置)

1 5. 就業する労働者は、技能、年齢、経験、健康状態等を考慮するとともに、医師の所見等を尊重し、適正に配置致します。

(作業計画の安全衛生指示)

1 6. 毎日、始業前、自主的にツールボックス・ミーティング及び危険予知活動を実施し、安全衛生作業の遂行に必要な指示事項を周知致します。又、作業計画時にも施工計画を立て、作業手順を明確にし、建設機械の適切な機種選定を行い、危険有害要因の分析・対策等、貴社指導に従い、自主的に実施致します。

(持込機械器具及び点検)

1 7. 当社持込の重機車両・機械器具については、法令で定められた構造規格及び基準に合致し、検査証及び安全性を確認したものを使用し、始業前点検定期点検整備を実施致します。貴社貸与のものについても、同様に始業前及び定期点検整備を実施致します。

(作業手順・標準)

1 8. 作業は事前に双方で協議し、決められた作業手順及び作業標準に従い、安全注意を守って、作業致します。

(作業用設備)

1 9. 作業用設備は、法令及び貴社の指示に従い使用し、その保守及び作業後の復元を確実にを行います。

(安全装置等)

2 0. 貴社の機械器具及び作業設備に設けられた安全装置並びに安全設備を必要があって取り外す時は許可を得て取り外し、その理由がなくなった時は速やかに現状復帰致します。

(火気使用)

- 2 1. 工事現場内の火気使用にあたっては、あらかじめ火気使用責任者を決め、貴社の許可を受けて使用致します。火気使用場所には、消火器を設置すると共に、日々、火の始末を確認の上、貴社へ火の後始末確認の報告を致します。

(危険物)

- 2 2. 油脂類、火薬類、その他危険物の取り扱い、保管にあたっては、関係法令の定めに従い、危険物取扱責任者等の責任者を選任し、保管、使用等の管理を確実にを行います。

(車両等の運行管理)

- 2 3. 通勤用車両、小型船舶及び工事用重機車両の運転者には、安全運行の励行を指導監督致します。又、使用者賠償責任としての任意保険は必ず付保致します。

(機械器具、資材等の保管)

- 2 4. 機械器具、工具、材料及び残材は貴社の指定する場所に確実に集積又は格納致します。置くにあたっては、平行・垂直を基本に整然と配置します。持込品の残材は残さず持ち帰りを原則とします。

(整理整頓)

- 2 5. 担当工事現場内の整理整頓、後片付けは、当社が責任をもち確実にを行います。

(公衆災害の防止)

- 2 6. 飛来落下、崩壊、倒壊及び交通事故等によって、工事関係者以外の第三者に傷害を与えることがないように、労働者を指導監督致します。

(改善報告)

- 2 7. 安全衛生・品質に関し、貴社及び監督官庁から改善又は是正の指示を受けたときは、速やかに改善、是正を行い、結果を報告致します。

(一人親方・中小事業主等の労働災害保険加入)

- 2 8. 労働保険法の適用を受けない一人親方・中小事業主等が工事に関わる場合は、労働災害保険の特別加入等の保険に必ず加入し、その旨報告致します。

(共済等事業)

- 2 9. 自らの判断又は貴社からの指導により、貴社協力会の共済等事業に加入致します。

(事故・災害報告)

30. 作業中又は通勤の途上で事故・災害が発生したとき、又は第三者に傷害を与えたときは、速やかに報告します。

(災害発生時の責任)

31. 当社の責めにより災害が発生させ、又は第三者に損害を与えたときは、工事下請負基本契約書の定めにより、当社において責任をもって解決にあたり、貴社にご迷惑をかけません。

(雇用管理)

32. 建設労働者雇用改善法に基づき、雇用管理者を選任し、雇用管理体制を明確にするとともに、労働者の募集、労働条件の明示、雇用に関する書面の交付及び賃金の支払い等適切な雇用管理を行います。

(不法就労者の排除、外国人労働者の事前届出)

33. 外国人の不法労働者は使用しません。合法的に就業できる外国人については、事前に届出をし、承諾を得たうえで入場させます。

(建設作業での派遣労働者の使用禁止)

34. 派遣労働者は建設業務及び警備業務に直接従事する作業員として使用致しません。

(届出、備付書類)

35. 法令の定めにより、労働基準監督署その他関係官庁に届出を行うべき書類及び事業所等に備付を義務づけられている書類は、それぞれの的確に届出又は備付を行います。

(その他)

36. 上記の事項以外であっても、労働安全衛生管理に関し、貴社が定める規定、基準、指導事項等については、工事下請負基本契約書第12条（安全衛生の確保等）の規定に基づき、これらを忠実に遵守致します。

以上